

担	令和2年8月7日 徳島労働局労働基準部賃金室
当	室長 伊坂 卓司 賃金指導官 森 恵子 (電話) 088 (652) 9165

徳島県最低賃金3円引上げ、時間額796円に

— 徳島地方最低賃金審議会が答申 —

徳島地方最低賃金審議会（会長 上原克之 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授）は、本年6月30日、徳島労働局長から「徳島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、徳島県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、8月7日に結論を取りまとめ、同日徳島労働局長に対し「時間額796円」とする旨の答申を行った。

中央最低賃金審議会の答申において改定の日安は示されなかったが、「地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案し、適切な審議が行われることを希望するとされた公益委員見解を十分参酌し、地方最低賃金審議会の自主性の発揮を強く期待するものである。」とされたこと等を踏まえ、徳島地方最低賃金審議会において慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

なお、答申では、新型コロナウイルス感染拡大による厳しい情勢の下、最低賃金の引上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対し、中小・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や取引関係の適正化等に引き続き取り組むことを要望する付帯決議が併せて示された。

今後は、本答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、徳島県最低賃金が改正されることとなる。最短の効力発生日は10月4日となる予定である。

【参考】

	時間額	効力発生日
答 申	796円	令和2年10月4日
現 行 (A)	793円	令和元年10月1日
引上げ額 (B)	3円	
引上げ率	0.38%	(=B÷A×100)

【添付資料】

- ①答申文 (写)
- ②徳島県地域別最低賃金の推移(平成14年度～)

